

## 医療福祉費(マル福)受給者証の更新についてひとり親家庭、重度心身障害者の方

(町民税務課)

ひとり親家庭、重度心身障害者の方のマル福受給者証は6月30日までが有効期限となっております。受給要件を満たす方については、6月下旬(予定)に新しい受給者証を郵送します。

なお、次に該当する方は、これまでどおり役場窓口において更新手続きが必要ですので、7月末までに行ってください。

・転入された方や申告されていない方で、本人及び扶養義務者の所得が確認できない方  
 ・受給者証の記載内容に変更がある方(被保険者証の変更等)

※更新の手続きが遅れた場合、手続きを行った月からの受給となりますのでご注意ください。

### お問い合わせ

町民税務課 町民G  
 ☎(84)1965 (直通)

## がん検診のお知らせ

### (追加受付)

(健康福祉課)  
 がん検診のお申し込みを2月に受け付けました。

転入等で申し込みができなかった方は、保健センターへご連絡ください。

### ○健診日

6月30日(金)  
 7月1日(土)・2日(日)  
 8月5日(土)・6日(日)

### ○申し込み期間

6月1日(木)～12日(月)  
 午前9時～午後5時

### ○料金

・成人健診(国保加入者)  
 20歳以上39歳 1,000円  
 ・胸部レントゲン  
 (結核・肺がん検診)  
 40歳以上 無料

・胃がん  
 40歳以上69歳 1,000円  
 70歳以上 500円

・大腸がん  
 40歳以上69歳 500円  
 70歳以上 300円

・喀痰検査(問診該当者)  
 40歳以上69歳 500円  
 70歳以上 300円

・前立腺がん(男性のみ)  
 40歳以上69歳 500円  
 70歳以上 300円

・肝炎検査  
 40歳の方と41歳以上69歳まで  
 の方で、過去に肝炎検査をしていない方 500円

70歳以上で過去に肝炎検査をしていない方 300円

※保健センターから通知された日時で都合の悪い方は、ご連絡ください。

○お申し込み・お問い合わせ  
 保健センター ☎(84)1910

## 特定健診のお知らせ

(町民税務課)

健康を守り、生活習慣病をより効果的に予防することを目的として、特定健康診査・特定保健指導を実施します。

町の国民健康保険に加入の40歳以上の方及び後期高齢者医療保険に加入の方には、6月中旬に特定健康診査受診券(後期高齢者医療保険加入者は健康診査受診券)を送付します。健康づくりのため、ぜひ受診しましょう。

### ○健診日

6月30日(金)・7月1日(土)・2日(日)・8月5日(土)・6日(日)

※保健センターで行うがん検診の日に受診できます。

### ○持参するもの

・健康保険証  
 ・受診券  
 ・自己負担金

・国保加入者 1,700円  
 ・後期高齢者医療保険加入者(詳細項目希望者) 700円

※本年度、町補助で人間ドックを受診する方は、特定健診は受診できません。

※個別健診をご希望の方は、お問い合わせください。

○お問い合わせ  
 町民税務課 町民G  
 ☎(84)1965 (直通)

## 児童手当のお知らせ

(健康福祉課)

6月は、現況届の提出と児童手当の支給月です。

児童手当は、国内に住所があり、支給対象児童を養育している方に支給し、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長を目的とした国の制度です。

### ○対象児童

中学校修了前まで  
 3歳未満

○支給額(月額)  
 一律15,000円

3歳以上小学校修了前  
 10,000円  
 (第3子以降15,000円)

中学校修了前  
 一律10,000円

### ○支給日

所得制限以上 一律5,000円  
 6月・10月・2月にそれぞれ前月分までを支払

○現況届  
 児童手当を継続して受給するために、毎年6月中に児童の扶養を確認する現況届の提出が必要となります。

6月上旬に必要な書類を受給者の方へ送付しますので、期日までに提出ください。

○お問い合わせ  
 健康福祉課 社会福祉G  
 ☎(84)0006 (直通)

## 低所得の方の居住費・食費の負担が軽減されます

(健康福祉課)

介護保険施設やショートステイを利用する方の居住費・食費は、全額自己負担が原則ですが、低所得の方は負担が軽減されます。左記に該当する方は健康福祉課⑥窓口へ申請してください。

また、昨年度該当にならなかった方も、左記に該当する場合は申請してください。

・本人及び世帯全員と配偶者(別世帯含む)が住民税非課税  
 ・預貯金・有価証券等の合計額が1,000万円(夫婦は2,000万円)以下

### ○利用負担段階

第3段階	第2段階	第1段階
・合計所得金額と課税年金収入額と遺族年金・障害年金収入額の合計額が80万円以上	・合計所得金額と課税年金収入額と遺族年金・障害年金収入額の合計額が80万円以下	・高齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者

### ○お問い合わせ

健康福祉課 高齢者支援G  
 ☎(84)0006 (直通)